指定工事店のみなさまへ

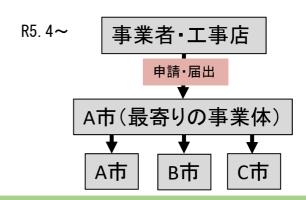
蒲郡市上下水道部水道課・下水道課

3 2 年 4 月 1 ()指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店 の登録等事務の手続き方法が変わります

東三河管内で事業者・工事店の登録手続きをする際、登録を希望する最 寄りの事業体1箇所に申請・届出書類一式を一部提出すれば、他の事業体 に同様の書類を提出する必要がなくなります。(ただし登録を希望しない 事業体には提出できません)

※指定証の受理、登録手数料の支払いは従来通り各事業体で行います

現行 事業者•工事店 申請·届出 A市 C市 B市



●参画事業体

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村(給水のみ)

●対象となる手続き

【給水】

- 1) 新規指定の申請
- 2) 主任技術者の選任・解任の届出
- 3) 指定事項の変更の届出
- 5) 指定事業者証の再交付申請
- ※5年ごとの更新は対象外

【排水】

- 1)新規指定の申請
- 2) 責任技術者の異動の届出
- 3) 指定事項の変更の届出
- 4) 指定事業者廃止・休止・再開の届出 4) 指定工事店廃止・休止・再開の届出
 - 5) 指定工事店証の再交付申請

●提出方法

提出先の事業体の要件・手法による(提出事業体に確認すること)

- ●提出書類 共同化参画事業体間での共通様式とする
- 提出書類の様式(宛先が連名になります)

【給水】 変更あり

【排水】 変更あり

※詳しくは「必要な提出書類一覧」「様式」参照

▪ 必要となる添付書類

【給水】変更なし

【排水】変更あり

◇お問い合せ 水道課経営給水担当 TEL:0533-66-1206 下水道課排水設備担当 TEL: 0533-66-1140